

## 第2回利用型社会福祉施設指定管理者選定委員会の進め方について

### 1 開催予定日時及び会場

日時：令和6年9月19日（木）午後13時00分～

（※応募者数によって変更の可能性あり）

会場：県庁11階会議室

### 2 面接方法

#### (1) 面接時間（1団体当たり）

ア 申請者による説明 15分

イ 質疑応答 15分

（※応募者数によって変更の可能性あり）

#### (2) 申請者による説明

申請による説明は、団体概要書等により団体の概要を説明した後、申請団体計画書及び管理運営計画書等に基づき行うものとする。

なお、パワーポイントを用いたスライドによる説明も可とする。

### 3 採点方法

(1) 申請団体毎に申請書及び面接審査の結果に基づき採点する。

(2) 選定基準及び審査内容については募集要項第9のとおりとする。

(3) 評価基準については下記のとおりとする。

1点⇒非常に劣る

2点⇒劣る

3点⇒普通

4点⇒優れている

5点⇒非常に優れている

配点が10点の場合は、2を乗じた数値を得点とする

(4) 申請団体毎に面接終了後5分間の記入時間を設けることから、審査の結果について別添「審査採点表」に記入する。

(5) 施設毎の全申請団体の面接が終了した時点で、審査採点表を回収し、事務局において集計を行う。

(6) 全ての施設に係る面接審査が終了した後、各委員の審査結果を基に協議を行い、委員会において指定管理者候補として適格と判断された場合に、候補団体として選定するものとする。

### 4 委員会の非公開について

第2回委員会は、面接審査であることから、審議の過程において、応募者の競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあることから、前回までと同様に「非公開」としたい。

## 審査採点表(施設名)

申請団体名 \_\_\_\_\_

選定委員名 \_\_\_\_\_

選定基準	審査項目	申請書対応箇所	審査内容	審査配点	配点 (100点満点)	採点 記入欄	委員合計 点記入欄	特記事項
1 県民の平等な利用の確保が図られるものであること。	設置目的の理解	○様式第2号 「申請団体計画書」 1 管理の基本方針	事業計画が、施設の設置目的を理解した内容となっているか。	(5)	(15)			
	平等利用の確保		県民の平等な利用が図られる内容となっているか。	(10)				
2 設置目的を効果的かつ効率的に達成することができるものであること。	利用促進のための計画	○様式第6号 「管理運営計画書」 1 施設の利用促進について	施設の利用促進に向け、適切な方策等を有しているか。	(5)	(15)			
			地域住民や関係機関・団体との連携が図られる計画となっているか。	(5)				
			障がい者・高齢者や福祉団体等の利用を促進する計画となっているか。	(5)				
	サービス向上	○様式第6号 「管理運営計画書」 2 サービスの向上について	利用者のニーズを把握し、質の高いサービスの提供を実現させる内容となっているか。	(5)	(10)			
			利用者等のクレーム対応は適切か。	(5)				
	施設管理	○様式第6号 「管理運営計画書」 3 施設管理について ○様式第7号 「再委託予定調書」	適切かつ確実に維持管理を行う内容となっているか。	(5)	(20)			
			効率的に管理運営し、経費の節減に取り組む内容となっているか。	(10)				
		○様式第6号 「管理運営計画書」 4 環境への配慮について	環境に配慮した業務運営となっているか。	(5)				
3 施設の管理を適正かつ確実に実施する能力を有していること。	収支計画	○様式第2号 「申請団体計画書」 2 収支計画について ○様式第3号 「収支計画書」	収入、支出の積算が妥当であり、管理計画との整合性は図られているか。	(5)	(30)			
	経営計画	○様式第2号 「申請団体計画書」 4 財務状況について ○添付書類 「過去3年分の財務諸表」	経営基盤が安定しており、事業計画書に沿った管理を行う能力を有しているか。	(5)				
	実施体制	○様式第2号 「申請団体計画書」 5 実施体制について ○様式第4号 「職員配置計画書」	施設の機能を十分に発揮した管理運営を行うことができる職員構成や職員配置であるか。	(10)				
	経験実績	○様式第2号 「申請団体計画書」 6 業務実績について ○様式第5号 「主要業務実績一覧」	社会福祉施設又はこれに類する施設における良好な管理運営及び社会福祉等に関する研修実績を有しているか。	(5)				
社会福祉全般に対しての十分な理解、知識を有しているか。			(5)					
4 その他	災害対応	○様式第6号 「管理運営計画書」 5 危機管理対策について	災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか。	(5)	(10)			
	情報管理		個人情報保護対策は万全か。	(5)				
<b>合 計</b>								

【総合所見】評価できる点や課題等について、ご自由に記入ください。

**「審査配点」の評価基準**

1点⇒非常に劣る 2点⇒劣る 3点⇒普通 4点⇒優れている 5点⇒非常に優れている(配点が10点の場合は2を乗じた数値が得点となる。)